



厚生労働省

千葉労働局

Press Release

千葉労働局発表
平成28年9月30日

1の【照会先】

千葉労働局労働基準部賃金室
室 長 高澤 薫
室長補佐 藤澤 幸子
(電話)043-221-2328

2及び3(1)の【照会先】

千葉労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官
篠崎 和代
室長補佐 佐藤 幸生
(電話)043-306-1860

3(2)の【照会先】

千葉労働局職業安定部職業対策課
課 長 中村 芳明
課長補佐 山本 政好
(電話)043-221-4394

報道関係者 各位

千葉県最低賃金は10月1日から842円

- 1 千葉県最低賃金(地域別最低賃金)は、千葉労働局長(福澤義行)の決定を経て、9月1日に官報公示されたことから、効力発生日である本年10月1日から時間額842円になります。

千葉労働局では、改正後の千葉県最低賃金の周知に努めるとともに、県内各労働基準監督署における講習会や監督指導の実施等により、履行確保を図ることとしています。

- 2 千葉労働局では最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する委託事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉県最低賃金相談支援センター」(電話0120-026-210)を設けています。
- 3 千葉労働局では最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、以下に掲げる助成金の支援・拡充を行っています。

(1)業務改善助成金

雇用環境・均等室 助成金係(電話043-306-1860)

(2)キャリアアップ助成金 職業対策課分室 (電話043-441-5678)

《参 考》

最低賃金について

1 適用

千葉県最低賃金は、千葉県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となる。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用する。

2 金額

次の金額は、最低賃金に参入されない。

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

※ 千葉県における最低賃金（時間額）の推移

効力発生日	H24. 10. 1	H25. 10. 18	H2610. 1	H27. 10. 1	H28. 10. 1
最低時間額	7 5 6 円	7 7 7 円	7 9 8 円	8 1 7 円	8 4 2 円
引上げ額	8 円	2 1 円	2 1 円	1 9 円	2 5 円
時間額の対前 年上昇率	1 . 0 7 %	2 . 7 8 %	2 . 7 0 %	2 . 3 8 %	3 . 0 6 %

千葉県 最低賃金

時間額

842 <sup>25円
UP</sup> 円

平成28年10月1日から

守ってる？ 守られてる？
雇う上でも、働く上でも、
最低限の
ルールなんです!!

最低賃金、

しっかり

チェックウーッ!!



必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

パソコンでも最低賃金がチェックできます!

WEBでチェック!

最低賃金制度

検索



必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。



最低賃金制度とは?

働くすべての人に、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度なんです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。



最低賃金額以上と
なっているか

チェックの方法は?

チェックしたい賃金^(※1)を時間額にして、
最低賃金額^(※2)(時間額)と比較するんです!



1 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

2 日給の場合

日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) $\geq$ 最低賃金額(時間額)

3 月給の場合

月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) $\geq$ 最低賃金額(時間額)

4 上記1、2、3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

① 基本給(日給) $\rightarrow$ ②の計算で時間額を出す

② 各手当(月給) $\rightarrow$ ③の計算で時間額を出す

③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 $\geq$ 特定最低賃金額

あなたの
賃金は?
スマホ、携帯で
調べよう!



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。(H28.9)

悩める経営者の

チカラになります！

中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか？

最低賃金
ワン・ストップ
無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。

ぜひ、ご相談ください。

最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

千葉県最低賃金総合相談支援センター

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305

mail : chiba-saichin-sodan@chibaroukiren.com

☎ 0120-026-210

最低賃金についてのお問い合わせ窓口はこちら

千葉労働局労働基準部賃金室

〒260-8612 千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎 TEL.043-221-2328

 厚生労働省

●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金引上げに向けた
中小企業専門家派遣・相談等支援事業（都道府県労働局委託事業）

業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	$\frac{7}{10}$ (※1) (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $\frac{3}{4}$ (※1))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※1) 生産性要件を満たした場合には $\frac{3}{4}$ ($\frac{4}{5}$)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	$\frac{1}{2}$ (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $\frac{3}{4}$)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

<ご留意いただきたい事項>

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。

※ 助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。(千葉県の場合は60円以上の引き上げが新たに助成対象となります。)

お問い合わせ先

千葉労働局雇用環境・均等室 助成金係 (TEL 043-306-1860) または千葉県最低賃金総合相談支援センター (TEL 0120-026-210) に、お気軽にお問い合わせ下さい。

各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び電話番号は、厚生労働省ホームページでも確認できます。
※厚生労働省ホームページの検索画面又は検索エンジンから「最低賃金 相談」で検索してください。

最低賃金 相談

検索

申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、千葉労働局 雇用環境・均等室 助成金係です。

注：申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。

制度の拡充Ⅱ

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

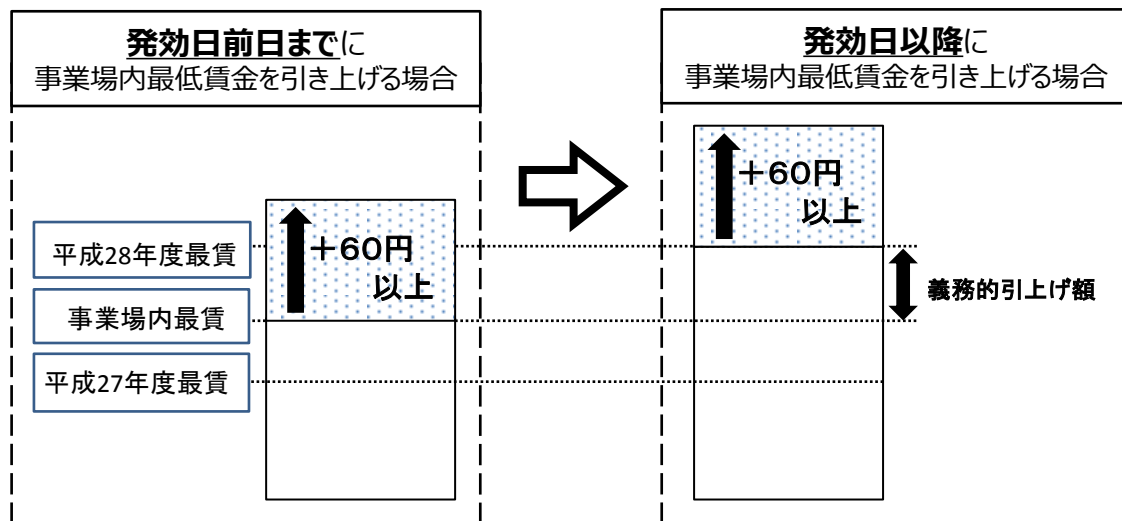
事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	$\frac{7}{10}$ (※1) (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $\frac{3}{4}$ (※1)) (※1) 生産性要件を満たした場合には $\frac{3}{4}$ ($\frac{4}{5}$)	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

※「制度の拡充Ⅰ」の のくご留意いただきたい事項>については「制度の拡充Ⅱ」にも同様に適用されます。

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
 ※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
 ※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その発効日の前日までにすること。
 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引上げを行うこと。

※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が60円以上の場合の例。

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充

～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

現行制度

賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：10万円（7.5万円）	4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円）	11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
- 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：5万円（3.5万円）	4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円）	11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

中小企業に対する加算措置の創設

- 中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合
上記現行制度の助成額に

1人当たり 14,250円（※18,000円）	を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
1人当たり 7,600円（※9,600円）	を加算（一部の賃金規定等改定の場合）

拡充

※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合は18,000円（9,600円）を加算額として支給します。

（ ）は一部の賃金規定等改定の額です。

- 平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。
- ※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- キャリアアップ計画書の提出期限の緩和（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- 賃金規定等の運用期間の緩和
「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。
- 最低賃金との関係に係る要件緩和
「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条（賃金）
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でも**その内容が、過去3か月の賃金実態からみて**2%以上増額していることが確認できれば助成対象**になります。

賃金規定等

○ 賃金規定

第〇条（賃金）
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条（基本給）
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、○級：〇〇円、○級：〇〇円、○級：〇〇円とする。

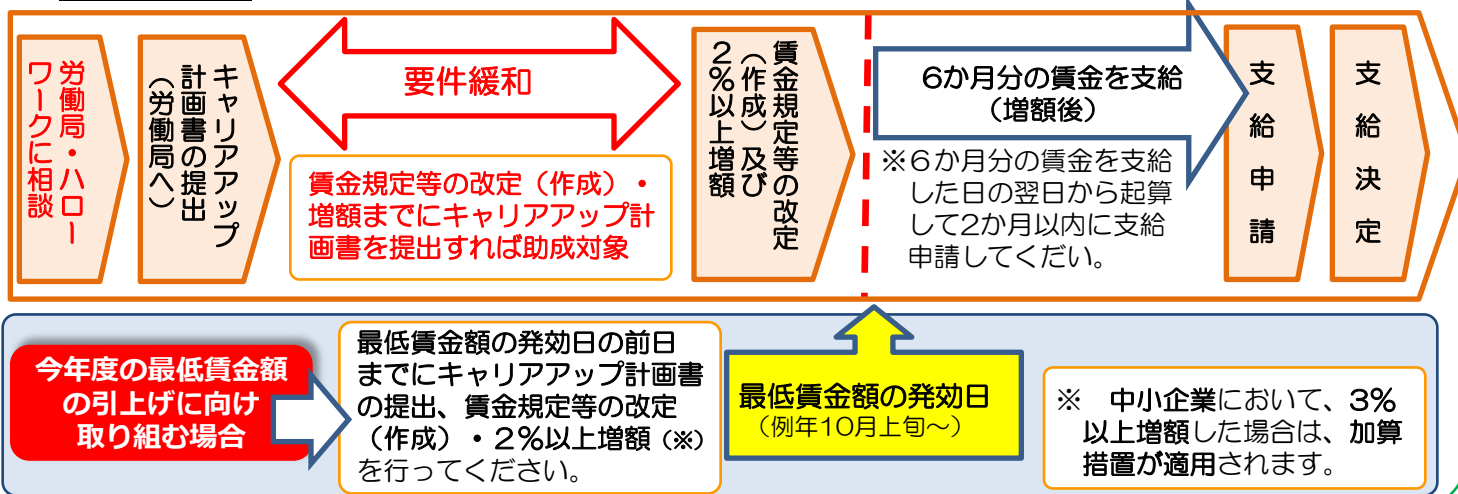
区分	金額（時給）
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

○ 賃金一覧表	
対象者	金額（時給）
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

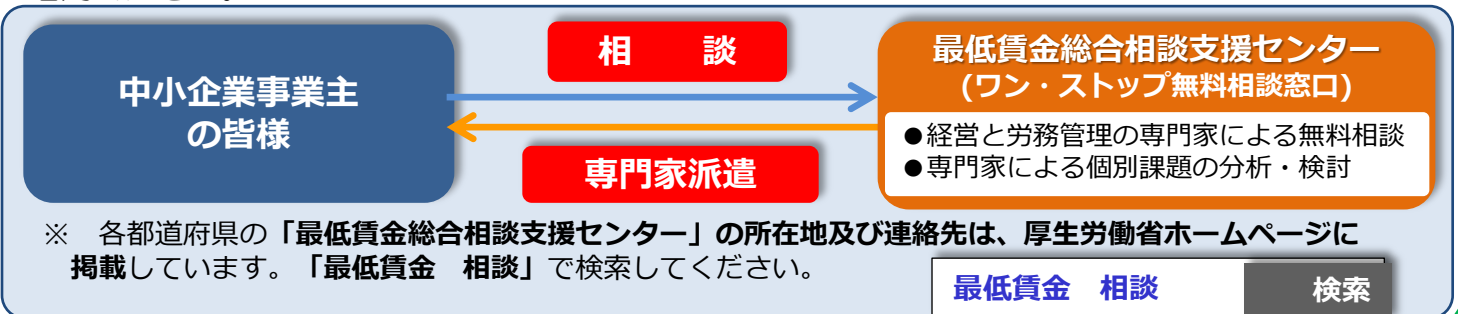
申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請**してください。また、**改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出**する必要があります。



最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。



※ **その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません）。**

※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。**すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。

※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。

※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

問合先：千葉労働局 職業安定部 職業対策課 分室 電話：043-441-5678